ロ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
ハ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
ニ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
ホ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
ト　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
六　前条第三号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日及び理由
ロ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号、名称又は氏名
七　前条第四号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更の年月日
八　前条第五号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の概要
九　前条第六号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　事故等が発生した営業所又は事務所の名称
ロ　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
ハ　事故等の詳細
ニ　社内処分を行った場合はその内容
十　前条第七号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項
イ　訴訟又は調停の当事者となった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
(2)　訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
(3)　管轄裁判所名
(4)　事件の内容